

○浜松医科大学医学部附属病院長候補者選考会議規程

(平成31年1月22日規程第4号)

改正 令和元年10月10日規程第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松医科大学医学部附属病院長選考規程（平成31年規程第3号。以下「病院長選考規程」という。）第5条第4項の規定に基づき、浜松医科大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「候補者選考会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 候補者選考会議は、病院長選考規程第5条第3項に基づき、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 病院長候補者選考基準案を策定し、学長に提出すること。
- (2) 病院長候補者選考基準に基づき、原則3人の病院長候補者を選考し、学長に推薦すること。

(組織)

第3条 候補者選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長 2人
- (2) 教授及び准教授で構成される会議（専任の教授及び専任の准教授に限る。）から選出された教員 1人
- (3) 病院運営企画室会議から選出された教員又は職員 1人
- (4) 学長が委嘱する学外有識者 3人
- (5) その他学長が必要と認める者

(候補適任者の除外)

第4条 選考の過程において、候補者選考会議の委員が、病院長候補者となるべき適任者（以下「候補適任者」という。）になったときは、当該委員を辞するものとする。

- 2 前項の規定により委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて、前条各号（第2号を除く。）に掲げる者を補充することができる。

(議長)

第5条 候補者選考会議に議長を置き、第3条第1号の委員のうち、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 議長は、候補者選考会議を主宰する。

(議事)

第6条 候補者選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 候補者選考会議の事務は、人事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、病院長候補者の選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年1月22日から施行する。

附 則(令和元年10月10日規程第68号)

この規程は、令和元年10月10日から施行する。